

平成 25 年度 都内における障害者虐待の状況
(平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで)

1 養護者による障害者虐待についての対応状況

(1) 相談・通報・届出の状況 (表 1)

平成 25 年度、区市町村及び都で受け付けた養護者による障害者虐待に関する相談・通報・届出件数は、300 件であった。

相談・通報・届出者の内訳は、「相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等」が 87 件 (29.0%) と最も多く、次いで「本人による届出」が 82 件 (27.3%)、「近隣住民・知人」が 25 件 (8.3%) であった。

表 1 相談・通報・届出の状況 (重複あり)

	総数	相談・通報・届出者の内訳											
		本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等	養護者(虐待者)自身	警察	当該区市町村行政職員	その他	不明(匿名を含む)
件数	300	82	22	25	1	15	1	87	2	10	24	37	4
構成割合 (%)	-	27.3	7.3	8.3	0.3	5.0	0.3	29.0	0.7	3.3	8.0	12.3	1.3

1 つの事例について複数の者から相談・通報・届出があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計は相談・通報・届出件数総数と一致しない。

構成割合は、相談・通報・届出件数総数に対するもの。

(2) 事実確認調査の状況 (表 2、表 3)

「事実確認調査を行った事例」は 254 件 (83.3%)、「事実確認調査を行っていない事例」は 51 件 (16.7%) であった。

事実確認調査の結果、区市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例 (以下「虐待判断事例」という。) の数は、110 件 (36.1%) であった。

事実確認調査を行った事例のうち、法第 11 条によらず「訪問調査により事実確認を行った事例」が 152 件 (59.8%)、「訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例」が 99 件 (39.0%) であり、法第 11 条に基づく「立入調査により事実確認を行った事例」は 3 件 (1.2%) であった。

表 2 事実確認調査の状況

	件数	構成割合(%)
事実確認調査を行った事例	254	83.3
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	110	(36.1)
虐待ではないと判断した又は虐待の判断に至らなかった事例	144	(47.2)
事実確認調査を行っていない事例	51	16.7
明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	40	(13.1)
後日、事実確認調査を予定又は事実確認調査の可否を検討中の事例	11	(3.6)
合計	305	-

他道府県に相談・通報・届出があり、当該道府県から都内区市町村に連絡があった事例 2 件と、平成 24 年度中に相談・通報・届出を受理し、「後日、事実確認調査を予定又は事実確認調査の可否を検討中の事例」としていた事例 3 件を含むため、表 2 の総数は、表 1 相談・通報・届出件数総数と一致しない。

表 3 事実確認調査の方法

	件数	構成割合(%)
立入調査（法第11条） <u>以外</u> の方法により事実確認を行った事例	251	98.8
訪問調査により事実確認を行った事例	152	(59.8)
訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例	99	(39.0)
立入調査（法第11条）により事実確認を行った事例	3	1.2
警察が同行した事例	2	(0.8)
警察に援助要請したが同行はなかった事例	0	(0.0)
警察に援助要請はせず、区市町村単独で実施した事例	1	(0.4)
合計	254	-

(3) 虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例について

以下、110 件の虐待判断事例を対象に、虐待の種別・類型、被虐待障害者等の状況及び虐待への対応について集計を行った。

ア 虐待の種別・類型(表 4)

「身体的虐待」が 77 件（70.0%）と最も多く、次いで「心理的虐待」が 34 件（30.9%）、「経済的虐待」が 26 件（23.6%）、「放棄、放置（ネグレクト）」が 25 件（22.7%）、「性的虐待」が 8 件（7.3%）であった。

表4 虐待の種別・類型（重複あり）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置 (ネグレクト)	経済的虐待
件数	77	8	34	25	26
構成割合(%)	70.0	7.3	30.9	22.7	23.6

1つの事例について複数の種別・類型がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計は虐待判断事例数110件と一致しない。

構成割合は、虐待判断事例数110件に対するもの。

イ 被虐待障害者及び虐待を行った養護者（以下「虐待者」という。）の状況

(a) 被虐待障害者の性別及び年齢(表5、表6)

被虐待障害者の性別は、「女性」が69人(61.6%)、「男性」が43人(38.4%)であった。

年齢階層別では、「50～59歳」が34人(30.4%)と最も多かった。

なお、1つの事例について被虐待障害者が複数の場合があるため、虐待判断事例数110件に対し、被虐待障害者数は112人であった。

表5 被虐待障害者の性別

	男	女	合計
人数	43	69	112
構成割合(%)	38.4	61.6	-

表6 被虐待障害者の年齢

	～17歳	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合計
人数	2	28	11	20	34	17	112
構成割合(%)	1.8	25	9.8	17.9	30.4	15.2	-

(b) 障害種別(表7)

障害種別では、「身体障害」が54人(48.2%)と最も多く、次いで「知的障害」が48人(42.9%)、「精神障害(発達障害を除く)」が26人(23.2%)であった。

表7 障害種別（重複あり）

	身体障害	知的障害	精神障害 (発達障害を除く)	発達障害	その他の 心身機能の障害
人数	54	48	26	2	3
構成割合(%)	48.2	42.9	23.2	1.8	2.7

1人の被虐待障害者について複数の障害種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計は被虐待障害者数112人と一致しない。

構成割合は、被虐待障害者数112人に対するもの。

(c) 行動障害の有無(表8)

「行動障害がない」が86人(76.8%)で、最も多かった。

表8 行動障害の有無

	人数	構成割合(%)
強い行動障害がある(区分3、行動関連項目8点以上)	6	5.4
認定調査を受けてはいないが、と同程度の行動障害がある	1	0.9
行動障害がある(、に該当しない程度の行動障害)	19	17.0
行動障害がない	86	76.8
合計	112	-

(d) 障害福祉サービス等の利用状況(表9)

被虐待障害者の障害福祉サービス等の利用状況は、「障害者総合支援法上のサービス」が75人(67.0%)で最も多く、次いで、「地域生活支援事業のサービス」が26人(23.2%)、「自立支援医療」が19人(17.0%)の順であった。

表9 障害福祉サービス等の利用状況(重複あり)

	人数	構成割合(%)
障害者総合支援法上のサービス	75	67.0
児童福祉法上のサービス	1	0.9
自立支援医療	19	17.0
地域生活支援事業のサービス	26	23.2
区市町村及び都道府県が実施する事業	9	8.0
その他	2	1.8
利用なし	15	13.4

1人が複数のサービス等を利用している場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計は被虐待障害者数112人と一致しない。

構成割合は、被虐待障害者数112人に対するもの。

(e) 被虐待障害者と虐待者との同居・別居の状況(表10)

「虐待者と同居」が91件(82.7%)であった。

表10 被虐待障害者と虐待者との同居・別居の状況

	件数	構成割合(%)
虐待者と同居	91	82.7
虐待者と別居	17	15.5
その他	2	1.8
合計	110	-

(f) 虐待者の年齢(表 11)

虐待者の年齢階層別では、「50～59歳」及び「60歳以上」がそれぞれ38人(30.4%)と最も多く、次いで「40～49歳」が29人(23.2%)、「18～29歳」が8人(6.4%)の順であった。

表 11 虐待者の年齢

	～17歳	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	2	8	6	29	38	38	4	125
構成割合(%)	1.6	6.4	4.8	23.2	30.4	30.4	3.2	-

(g) 被虐待障害者からみた虐待者の続柄(表 12)

被虐待障害者からみた虐待者の続柄は、「兄弟姉妹」が32人(25.6%)と最も多く、次いで「母」が26人(20.8%)、「父」が20人(16.0%)の順であった。

なお、1つの事例について虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例数110件に対し、虐待者数は125人であった。

表 12 被虐待障害者からみた虐待者の続柄

	父	母	夫	妻	息子	娘	兄弟姉妹	その他	合計
人数	20	26	18	4	6	5	32	14	125
構成割合(%)	16.0	20.8	14.4	3.2	4.8	4.0	25.6	11.2	-

ウ 虐待への対応策

(a) 分離の有無(表 13)

虐待への対応として、「被虐待障害者の保護と虐待者からの分離を行った事例」が52件(47.3%)、「被虐待障害者と虐待者を分離していない事例(一度も分離していない事例)」が48件(43.6%)であった。

表 13 虐待への対応策としての分離の有無

	件数	構成割合(%)
被虐待障害者の保護と虐待者からの分離を行った事例	52	47.3
被虐待障害者と虐待者を分離していない事例(一度も分離していない事例)	48	43.6
現在対応について検討・調整中の事例	8	7.3
その他	2	1.8
合計	110	-

(b) 分離を行った事例の対応の内訳(表 14)

分離を行った事例(表 13 の「分離を行った事例」52 件)における対応は、「 契約による障害福祉サービスの利用」が 32 件(61.5%)と最も多く、次いで、「 医療機関への一時入院」が 9 件(17.3%)、「 、 以外の方法による一時保護」が 4 件(7.7%)、「 やむを得ない事由等による措置」が 1 件(1.9%)の順であった。また、分離を行った事例のうち、面会の制限を行った事例は 4 件(7.7%)であった。

表 14 分離を行った事例の対応の内訳

	件数	構成割合(%)
契約による障害福祉サービスの利用	32	61.5
身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	1	1.9
、 以外の方法による一時保護	4	7.7
医療機関への一時入院	9	17.3
その他	6	11.5
合計	52	-
分離を行った事例のうち面会の制限を行った事例	4	7.7

構成割合は、分離を行った事例数 52 件に対するもの。

(c) 分離していない事例の対応の内訳(表 15)

分離していない事例(表 13 の「分離していない事例」48 件)における対応では、「養護者に対する助言・指導」が 23 件(47.9%)と最も多く、次いで「既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した」が 9 件(18.8%)であった。

表 15 分離していない事例の対応の内訳(「 見守りのみ」を除き重複あり)

	件数	構成割合(%)
養護者に対する指導・助言(に至った事例を除く)	23	47.9
養護者が介護負担軽減等のための事業に参加	0	0
被虐待障害者が新たに障害福祉サービスを利用	4	8.3
既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	9	18.8
被虐待障害者が障害福祉サービス以外のサービスを利用	8	16.7
その他	6	12.5
見守りのみ	8	16.7

1 つの事例について複数の対応が図られている場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計は分離していない事例数 48 件と一致しない。

構成割合は、分離していない事例数 48 件に対するもの。

エ 権利擁護に関する対応(表 16)

権利擁護に関する対応として、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用状況について把握した。成年後見制度については、「利用開始済」が6件、「利用手続中」が5件であり、これらを合わせた11件のうち、区市町村長申立ての事例は3件(27.3%)であった。

一方、「日常生活自立支援事業の利用」は5件であった。

表 16 権利擁護に関する対応

	件数
成年後見制度利用開始済	6
成年後見制度利用手続中	5
・ のうち区市町村長申立ての事例	3
日常生活自立支援事業の利用	5

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況

(1) 相談・通報・届出の状況(表 17)

平成 25 年度、区市町村及び都で受け付けた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する相談・通報・届出件数は、169 件であった。

相談・通報・届出者の内訳は「本人による届出」が 32 件（18.9%）と最も多く、次いで「家族・親族」及び「当該施設・事業所職員」がそれぞれ 28 件（16.6%）であった。

表 17 相談・通報・届出の状況（重複あり）

	総 数	相談・通報・届出者の内訳												
		本人に よる届 出	家族・ 親族	近隣住 民・知 人	医療機 関関係 者	教職員	他の施 設・事 業所職 員	当該施 設・事 業所職 員	当該施 設・事 業所元 職員	当該施 設・事 業所設 置者・ 管理者	警察	運営適 正化委 員会	その他	不明 （匿名 を含 む）
件数	169	32	28	8	6	1	25	28	6	16	1	1	12	11
構成 割合 （%）	-	18.9	16.6	4.7	3.6	0.6	14.8	16.6	3.6	9.5	0.6	0.6	7.1	6.5

1 つの事例について複数の者から相談・通報・届出があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計は相談・通報・届出件数総数と一致しない。また、1 つの事例について複数の区市町村が関与した場合、相談・通報・届出件数総数についても重複して計上している。

構成割合は、相談・通報・届出件数総数に対するもの。

(2) 事実確認調査の状況(表 18)

「事実確認調査を行った事例」は 131 件（75.3%）、「事実確認調査を行っていない事例」は 43 件（24.7%）であった。

事実確認調査の結果、「虐待の事実が認められた事例」の数は、23 件（13.2%）であった。

表 18 事実確認調査の状況

	件数	構成割合(%)
事実確認調査を行った事例	131	75.3
虐待の事実が認められた事例	23	(13.2)
虐待の事実が認められなかった又は虐待の判断に至らなかった事例	108	(62.1)
事実確認調査を行っていない事例	43	24.7
明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	24	(13.8)
後日、事実確認調査を予定又は事実確認調査の要否を検討中の事例	8	(4.6)
その他	11	(6.3)
合計	174	-

1 つの事例について複数の区市町村が関与した場合、重複して計上している。

他道府県に相談・通報・届出があり、当該道府県から都内区市町村に連絡があった事例 1 件と、平成 24 年度中に相談・通報・届出を受理し、「後日、事実確認調査を予定又は事実確認調査の要否を検討中の事例」としていた事例 4 件を含むため、表 18 の総数は、表 17 相談・通報・届出件数総数と一致しない。

(3) 区市町村から都道府県への報告

区市町村において事実確認調査を行った事例のうち、都内の施設・事業所について「虐待の事実が認められた事例」として区市町村から都へ18件の報告があった。なお、同一の施設・事業所について、複数の区市町村から報告があった事例があるため、区市町村の事実確認調査により虐待の事実が認められた都内の施設・事業所の数は16か所であった。また、「更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例」として1件の報告があった。

このほか、区市町村から他道府県に対し、当該道府県管内の施設・事業所について「虐待の事実が認められた事例」4件、「更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例」1件の報告があった。

(4) 都内の施設・事業所において虐待の事実が認められた事例について

以下、都内の施設・事業所において虐待の事実が認められたとして区市町村から報告があった16か所の施設・事業所のほか、都において事実確認等の対応を行い、虐待の事実が認められた施設・事業所1か所の合計17か所の事例（以下「虐待判断事例」という。）を対象に、施設・事業所の種別、虐待の種別・類型、被虐待障害者等の状況及び虐待への対応について集計を行った。

ア 施設・事業所の種別（表19）

「就労継続支援B型」が4件、「障害者支援施設」及び「生活介護」がそれぞれ3件であった。

表19 施設・事業所の種別（重複あり）

	障害者支援施設	行動援護	療養介護	生活介護	共同生活介護	就労移行支援	就労継続支援B型	共同生活援助	放課後等デイサービス
件数	3	1	1	3	2	1	4	1	1

1つの事例について複数の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計は虐待判断事例数17か所と一致しない。

イ 虐待の種別・類型（表20）

「身体的虐待」が10件、「心理的虐待」が6件、「経済的虐待」が2件であった。

表20 虐待の種別・類型（重複あり）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置 (ネグレクト)	経済的虐待
件数	10	1	6	1	2

1つの事例について複数の種別・類型がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計は虐待判断事例数17か所と一致しない。

ウ 被虐待障害者の障害種別（表21）

被虐待障害者の人数は21人であり、障害種別では、「知的障害」が18人と最も多く、次いで「精神障害（発達障害を除く）」が4人であった。

表21 被虐待障害者の障害種別（重複あり）

	身体障害	知的障害	精神障害 (発達障害を除く)	発達障害	その他の 心身機能の障害
人数	3	18	4	0	0

1人の被虐待障害者について複数の障害種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上される。

エ 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種（表 22）

虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種は、「生活支援員」が 9 件、「世話人」が 3 件、「サービス管理責任者」が 2 件であった。

表 22 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種

	サービス管理責任者	管理者	生活支援員	世話人	児童発達支援管理責任者	行動援護従事者
件数	2	1	9	3	1	1

オ 虐待の事実が認められた事例への対応状況（表 23）

区市町村及び都が、虐待判断事例 17 か所に対して行った対応は次のとおりである。

区市町村による対応は、「施設・事業所に対する指導」が 11 件、「改善計画提出依頼」が 9 件であった。

都が講じた措置（平成 26 年 11 月時点）は、「施設・事業所に対する指導」が 13 件、「報告徴収・立入検査」が 9 件、「現在対応中」が 1 件であった。

表 23 虐待の事実が認められた事例への対応状況（重複あり）

対応状況		件数
区市町村による対応	施設・事業所に対する指導	11
	改善計画提出依頼	9
	その他	9
都が講じた措置	施設・事業所に対する指導	14
	報告徴収・立入検査	10

1 つの事例について複数の対応が図られている場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計は虐待判断事例数 17 か所と一致しない。

3 使用者による障害者虐待についての対応状況

(1) 相談・通報・届出の状況（表 24）

平成 25 年度、区市町村及び都で受け付けた使用者による障害者虐待に関する相談・通報・届出件数は、60 件であった。

相談・通報・届出者の内訳は「本人による届出」が 32 件（53.3%）と最も多く、次いで「家族・親族」が 7 件（11.7%）であった。

表 24 相談・通報・届出の状況（重複あり）

	総数	相談・通報・届出者の内訳							
		本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等	職場の同僚	当該事業所管理者	当該区市町村行政職員	その他
件数	60	32	7	6	6	2	1	2	5
構成割合 (%)	-	53.3	11.7	10.0	10.0	3.3	1.7	3.3	8.3

1 つの事例について複数の者から相談・通報・届出があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計は相談・通報・届出件数総数と一致しない。また、1 つの事例について複数の区市町村が関与した場合、相談・通報・届出件数総数についても重複して計上している。

構成割合は、相談・通報・届出件数総数に対するもの。

(2) 都内の事業所において虐待の事実が認められた事例について

区市町村において事実確認調査を行い、都内の事業所について虐待の事実が認められたとして区市町村から都へ通知があった 4 か所の事業所のほか、都において事実確認等の対応を行い、虐待の事実が認められた事業所が 1 か所、更に事実確認を行う必要がある事例として都から東京労働局へ報告し、東京労働局において事実確認等の対応を行った結果、虐待の事実が認められた事業所が 3 か所あった。

このほか、東京労働局において案件を把握し、虐待の事実が認められた事例が 15 か所あった。

以下、合計 23 か所の事例を対象に、虐待の種別・類型、被虐待障害者の状況について集計を行った。

ア 虐待の種別・類型（表 25）

「経済的虐待」が 16 件、「心理的虐待」が 6 件、「身体的虐待」が 3 件、「性的虐待」が 2 件であった。

表 25 虐待の種別・類型（重複あり）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置 (ネグレクト)	経済的虐待
件数	3	2	6	0	16

1 つの事例について複数の種別・類型がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計は虐待判断事例数 23 か所と一致しない。

イ 被虐待障害者の障害種別（表 26）

被虐待障害者の人数は 31 人であり、障害種別（特定困難な事例を除く）では、「知的障害」が 19 人と最も多く、次いで「身体障害」が 2 人であった。

表 26 被虐待障害者の障害種別（重複あり）

	身体障害	知的障害	精神障害 (発達障害を除く)	発達障害	その他の 心身機能の障害
人数	2	19	1	1	0

1 人の被虐待障害者について複数の障害種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上される。

障害種別の特定困難な事例を除いて集計を行った。

4 区市町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等について

平成 25 年度末の状況は以下のとおり。

表 27 区市町村における障害者虐待対応のための体制整備等

		実施済	未実施
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	区市町村数	52	10
	構成割合(%)	83.9%	16.1%
住民への通報義務の周知	区市町村数	50	12
	構成割合(%)	80.6%	19.4%
障害者の福祉又は権利擁護に関し専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保	区市町村数	19	43
	構成割合(%)	30.6%	69.4%
障害者虐待防止センター等の関係者への障害者虐待防止に関する研修 (都道府県その他の他団体研修への職員参加を含む。)	区市町村数	49	13
	構成割合(%)	79.0%	21.0%
障害者虐待防止について、講演会や区市町村広報紙等による、住民への啓発活動	区市町村数	35	27
	構成割合(%)	56.5%	43.5%
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に対する障害者虐待防止法についての周知	区市町村数	41	21
	構成割合(%)	66.1%	33.9%
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一体的に運営	区市町村数	11	51
	構成割合(%)	17.7%	82.3%
虐待防止・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組(既存の自立支援協議会等の組織、ネットワークを活用している場合を含む。)	区市町村数	31	31
	構成割合(%)	50.0%	50.0%
成年後見制度の区市町村長申立てが円滑にできるように役所・職場内の体制強化	区市町村数	37	25
	構成割合(%)	59.7%	40.3%
個別ケース会議に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備	区市町村数	26	36
	構成割合(%)	41.9%	58.1%
障害者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察担当者との事前の協議	区市町村数	37	25
	構成割合(%)	59.7%	40.3%
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との事前の調整	区市町村数	41	21
	構成割合(%)	66.1%	33.9%
虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言	区市町村数	41	21
	構成割合(%)	66.1%	33.9%
独自の障害者虐待対応のマニュアルの作成	区市町村数	34	28
	構成割合(%)	54.8%	45.2%
独自の障害者虐待対応の業務指針の作成	区市町村数	24	38
	構成割合(%)	38.7%	61.3%
独自の障害者虐待対応の対応フロー図の作成	区市町村数	33	29
	構成割合(%)	53.2%	46.8%
独自の障害者虐待対応の事例集の作成	区市町村数	8	54
	構成割合(%)	12.9%	87.1%
法に定める障害者虐待以外、例えば「学校」「保育所」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付	区市町村数	22	40
	構成割合(%)	35.5%	64.5%
いわゆるセルフネグレクトにより、必要な福祉サービス及び医療保険サービスを利用していない障害者に対する権利利益の擁護を図るための相談支援事業所など関係機関と連携した対応	区市町村数	25	37
	構成割合(%)	40.3%	59.7%